

# 小田原市立病院新病院診療材料及び医薬品物流管理業務公募型プロポーザル実施要領

## 1 要旨

本実施要領は、小田原市立病院新病院診療材料及び医薬品物流管理業務の受託事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するために、必要な事項を定めるものである。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

小田原市立病院新病院診療材料及び医薬品物流管理業務

### (2) 業務期間

令和8年（2026年）5月新病院開院日（予定）から令和11年（2029年）9月30日まで

### (3) 業務場所

小田原市立病院新病院（名称：小田原市立総合医療センター）

小田原市久野46番地

### (4) 業務内容

「小田原市立病院新病院診療材料及び医薬品物流管理業務内容説明書」（別紙）のとおり。

仕様書は、公募型プロポーザル方式で選定した優先交渉権者と協議調整を行った上で確定することとする。

### (5) 担当事務局（問合せ・書類等提出先）

小田原市立病院 病院管理局 経営管理課 用度施設係

〒250-8558 小田原市久野46番地

電話番号：0465-34-3175

FAX番号：0465-34-3179

メールアドレス：ke-yodo@city.odawara.kanagawa.jp

## 3 事業費上限額

326,524,000円

(消費税及び地方消費税を含む。業務期間3年5箇月間の総額)

内訳 令和8年度 87,604,000円

令和9年度 95,568,000円

令和10年度 95,568,000円

令和11年度 47,784,000円

#### 4 スケジュール

内 容	日 程
公告日	令和 7 年 8 月 28 日 (木)
実施要領等の配布	令和 7 年 8 月 28 日 (木)
質疑書の受付期限	令和 7 年 9 月 4 日 (木) 午後 5 時 (必着)
質疑書への回答	令和 7 年 9 月 9 日 (火) 予定
参加申込書等の提出期限	令和 7 年 9 月 17 日 (水) 午後 5 時 (必着)
参加資格の有無の通知	令和 7 年 9 月 26 日 (金)
参考資料の配布	令和 7 年 9 月 26 日 (金)
企画提案書等の提出期限	令和 7 年 10 月 8 日 (水) 午後 5 時 (必着)
プレゼンテーション・審査 (非公開)	令和 7 年 10 月 17 日 (金) 予定
審査結果通知の送付・公表	令和 7 年 10 月 21 日 (火) 予定
契約の締結	令和 7 年 秋 予定

#### 5 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 小田原市契約規則（昭和39年小田原市規則第22号）第5条の規定に該当する者であること。
- (2) 参加申込書等の提出期限から候補者の選定の日まで、小田原市工事等入札参加資格者の指名停止措置要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 小田原市立病院新病院診療材料及び医薬品物流管理業務審査委員会の委員、委員の配偶者又は委員の3親等内の親族が経営又は運営に関与していない者であること。

- (5) 令和 7 年度及び令和 8 年度小田原市競争入札参加資格者名簿の一般委託「医療事務委託」、「その他の業務請負等委託」のいずれかに登録されていること。ただし、小田原市競争入札参加資格者名簿に未だ登録されていないが、参加申込書を提出した時点で、該当業務に係る営業種目において現に申し込み中であり、候補者を選定する期日までに登録が完了する場合は例外とする。
- (6) 許可病床数 400 床以上の病院における 1(1) の業務と同種の業務において、平成 27 年度から令和 6 年度末までに同一病院で連続して 3 年以上の受託実績を有すること。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 小田原市暴力団排除条例（平成 23 年小田原市条例第 29 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までのいずれにも該当しないこと。
- (9) 国税及び地方税の滞納がないこと。

## 6 参加申込等の提出に係る手続について

### (1) 提出書類

参加を希望し、参加資格を満たす者は、次の書類を各 1 部ずつ提出すること。

番号	書類	備考
1	参加申込書 (様式 1)	・代表者印を押印すること。
2	誓約書 (様式 2)	・代表者印を押印すること。
3	会社概要調書 (様式 3)	・欄内に記入しきれない場合は別紙での提出も可とする。 ・直近の損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書を添付すること。 ・資格や認定の登録状況（例：医療関連サービスマーク等）を確認できる資料を添付すること。

		※上記の内容を含んだ既存のパンフレット等がある場合は添付すること。
4	運営実績書 (様式4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度から令和6年度末までにおける同種業務の受託実績を記入すること。</li> <li>実績を確認できる契約書の写し（該当箇所）を添付すること。</li> </ul>
5	小田原市暴力団排除条例に係る誓約書 (様式5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>小田原市競争入札参加資格者名簿の一般委託「医療事務委託」、「その他の業務請負等委託」のいずれかに登録されている場合は提出不要とする。</li> </ul>
6	役員等名簿 (様式6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>小田原市競争入札参加資格者名簿の一般委託「医療事務委託」、「その他の業務請負等委託」のいずれかに登録されている場合は提出不要とする。</li> </ul>
7	納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>納期限が到来した国税及び地方税等を納付していることが確認できるもの（直近1年分）とすること。</li> </ul>
8	印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加申込書の提出の日の前3箇月以内に発行されたものとすること。</li> </ul>
9	履歴事項全部 証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加申込書の提出の日の前3箇月以内に発行されたもの（写しでも可）とすること。</li> </ul>

(2) 様式等の配布方法

小田原市立病院ホームページからダウンロードし、使用すること。

(3) 提出期限

令和7年9月17日（水）午後5時（時間厳守、郵送の場合必着）

(4) 提出先

2(5)記載の担当事務局

(5) 提出方法

郵送、託送又は持参とする。

※郵送で提出する場合、封筒の表面に「小田原市立病院新病院診療材料及び医薬品物流管理業務公募型プロポーザル参加申込書等在中」と朱書きし、書留郵便

等の配達の記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできない。

※持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）を受付時間とする。

#### (6) 留意事項

ア 提出期限までに提出書類が到着しなかった場合は、無効とする。

イ 受理後の書類の訂正、修正、再提出等は原則として認めない。ただし、提出された書類に不備があった場合は、口頭、文書の郵送、電話又はE-Mailにより提出期限を指定し補正を求めるることとし、指定された提出期限までに補正されたものが到着しなかった場合は無効とする。

ウ 記載方法等を厳守すること。

エ 持参する場合は、事前に来院予定日時を担当事務局に連絡すること。

※都合により日時の変更を依頼する場合がある。

オ 参加申込後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式8）を使用し、代表者印を押印したものを担当事務局に持参又は郵送すること。

カ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、無効とする。

## 7 質疑書

### (1) 質疑書の提出

質疑がある場合は、「質疑書」（様式7）に内容を簡潔に記載し提出すること。

※原則として口頭による質問は受け付けない。

### (2) 提出期限

令和7年9月4日（木）午後5時（時間厳守、郵送の場合は必着）

### (3) 提出先

2(5)記載の担当事務局

### (4) 提出方法

質疑書は、E-mail又は持参で1部を提出する。提出期限までに提出先に到着したもののみ回答する。E-mailで提出した質疑書については、当院が受け取ったことを確認するため担当事務局に電話で連絡すること。

※持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで（た

だし、正午から午後 1 時までを除く。) を受付時間とする。

#### (5) 回答方法

小田原市立病院ホームページに掲載することをもって回答とする。個別回答はない。回答内容は、実施要領の追加事項又は修正事項とみなす。

### 8 参加資格の有無

資格審査により参加資格の有無を決定する。有無については、参加申込書に記載された連絡担当者のメールアドレスあてに E-mail で別途通知する。

### 9 参考資料の配付

参加申込のある事業者に対し、診療材料及び医薬品の取扱い実績に係る資料を E-mail で配付する。

### 10 提案書等の提出方法

#### (1) 提出書類

参加資格を有した者は、次の書類を正本 1 部、副本 7 部を提出すること。

審査は事業者名を伏して行うため、正本には事業者名を記載し、副本には事業者名を記載しないこと。

番号	書類	備考
1	企画提案提出書_表紙 (様式 9)	<ul style="list-style-type: none"><li>正本のみ代表者印を押印すること。</li></ul>
2	企画提案書 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"><li>内容説明書に掲げる各項目を満たすこと。</li><li>審査基準表の各項目の順に従い簡潔かつ明瞭に記載すること。</li><li>A4 判サイズで片面印刷すること。</li><li>文字サイズは 11 ポイント以上とする (図表等はこの限りでない。)。</li><li>各ページにページ番号を記入すること。</li><li>項目ごとに応じたインデックスラベル等を付すこと。</li></ul>

		・ フラットファイル等で綴じること（長辺綴）。
3	業務責任者調書 (様式 10)	・ 診療材料物流管理業務及び医薬品物流管理業務それに配置される業務責任者の資格・実績等を記入すること。
4	提案見積書 (様式 11)	・ 令和 8 年度から令和 11 年度までの 3 年 5 箇月間分の見積合計額を記載し、その算出根拠となる積算内訳を添付すること。なお、現時点では新病院の開院日が未定のため、令和 8 年 5 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までと仮定し、積算すること。 ・ 見積額は、「3 事業費上限額」を超えないこと。

(2) 提出先

2 (5) 記載の担当事務局

(3) 提出期間

令和 7 年 10 月 8 日（水）午後 5 時まで（時間厳守、郵送の場合は必着）

(4) 提出方法

郵送、託送又は持参とする。

※郵送で提出する場合、封筒の表面に「小田原市立病院新病院診療材料及び医薬品物流管理業務公募型プロポーザル企画提案書等在中」と朱書きし、書留郵便等の配達の記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできない。

※持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）を受付時間とする。

(5) 留意事項

- ア 提出期限までに提出書類が到着しなかった場合は、無効とする。
- イ 受理後の書類の訂正、修正、再提出等は原則として認めない。ただし、提出された書類に不備があった場合は、口頭、文書の郵送、電話又は E-Mail により提出期限を指定し補正を求めるることとし、指定された提出期限までに補正されたも

のが到着しなかった場合は無効とする。

ウ 記載方法等を厳守すること。

エ 持参する場合は、事前に来院予定日時を担当事務局に連絡すること。

※都合により日時の変更を依頼する場合がある。

オ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、無効とする。

カ 企画提案書等の提出は、1参加事業者につき1案とする。

## 1.1 審査

### (1) 審査機関

小田原市立病院新病院診療材料及び医薬品物流管理業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）

### (2) 審査形式

企画提案書等の内容に基づくプレゼンテーションを実施する。ただし、参加事業者が多数の場合は、プレゼンテーションを実施する事業者を4者程度に限定することがある。

### (3) 実施予定日

令和7年10月17日（金）予定

※状況等により、実施日が変更（後日）になる場合がある。

### (4) 審査会場

小田原市立病院（小田原市久野46番地）

### (5) 実施手順

ア 非公開、対面による実施とする。

イ 参加事業者に対し、改めてプレゼンテーションのスケジュールを通知する。

ウ プrezentationに参加する者は3名以内とし、当該参加者のうち本業務の統括責任者がプレゼンテーションを行うこと。

エ プrezentationに要する時間は、1参加事業者あたり30分以内とし、次のとおり配分する。

（ア）機器設置等準備及び提案説明 20分程度

（イ）質疑応答 10分程度

オ その他

- (ア) スクリーンは当院が準備する。
- (イ) プロジェクタは、審査会場に設置してあるものを使用することとするが、別に用意することも可能とする。また、その他必要な機材等は、参加事業者が用意する。
- (ウ) 当日のプレゼンテーションは、提出した企画提案書等に沿って行うものとし、追加資料の配布は認めない。

## 1 2 審査方法

- (1) 審査基準に基づき、提案内容を審査し、参加事業者ごとに、審査委員会の委員がそれぞれ 160 点満点で採点を行う。
- (2) 價格点は、見積金額により算出する。
- (3) 委員全員の得点を集計した総合評価点を算出し、最高得点者を第 1 位の候補者（優先交渉権者）として決定し、次に得点の高かった者を第 2 位の候補者（次点交渉権者）として決定する。ただし、最高得点者又は次に得点の高かった者が複数の場合は、審査委員会の総合的な審査により選定する。
- (4) 応募者が 1 者のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い選定の可否を決定する。
- (5) 採点結果が次のいずれかに該当する者は、不適格とする。
  - ア 個人基準点 ( $160 \text{ 点} \times 60\% = 96 \text{ 点}$ ) に達しない評価の審査委員が 2 名以上いる場合
  - イ 評価点数の合計が合計基準点 ( $160 \text{ 点} \times 60\% \times \text{審査委員 } 6 \text{ 人} = 576 \text{ 点}$ ) に達しない場合
- (6) その他、不測の事態が生じた場合は、審査委員会が協議の上決定する。

## 1 3 審査基準

審査基準表は、下表のとおりとする。

※配点は委員 1 人あたりの点数

区分	審査項目	審査の視点	配点
受託実績	受託実績	医療施設受託実績	10

(20点)		新病院立ち上げ経験	10
提案内容 (120点)	業務実施体制	本事業への取組方針	10
		業務責任者の資格・資質・経歴、統括能力等人員配置計画の妥当性、人員確保への取組	10
	欠員時のバックアップ体制	欠員に対するバックアップ体制やサポート体制	10
	業務従事者への教育、訓練	教育、訓練の手法、実現性	10
	災害時、緊急時の対応	災害時、緊急時の対応方法、人員配置計画	10
	病院職員との連携、協力体制	病院職員との連携、方法	15
	調達コスト削減	材料及び薬品の調達コスト削減方法、削減額等の提案	30
	その他	当院の物流管理に効果的な提案の有無	25
地域貢献・社会貢献 (10点)	地域貢献	地域貢献に関する提案・取組	5
	SDGs	SDGs（持続可能な開発目標）に関する取組	5
価格点 (10点)		提案価格（見積金額）の評価については、安価なものから10点、8点、6点、4点、2点とし、第6位以降を0点とし、上限額を超えた者及び提案のない者は失格とする。	10
評価点数合計			160

#### 1.4 審査に関する留意点

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに企画提案書等が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提案見積額が事業費上限額を超えている場合

- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合

## 1 5 審査結果

- (1) 通知方法

審査結果は、参加事業者全員に E-mail による通知を行うとともに、小田原市立病院ホームページ上で優先交渉権者及び次点交渉権者を公表する。

- (2) 通知時期

令和 7 年 10 月 21 日（火）予定

- (3) 審査結果に関する質問

参加事業者からの審査結果に関する質問等については、一切受け付けないもとする。

## 1 6 詳細協議及び契約の締結

- (1) 優先交渉権者を随意契約の相手方として、小田原市立病院と仕様書の調整その他契約内容に関する詳細協議を行い、協議が整ったときは契約を締結する。
- (2) 優先交渉権者が次のいずれかに該当した場合、次点交渉権者を随意契約の相手方として、小田原市立病院と仕様書の調整その他契約内容に関する詳細協議を行い、協議が整ったときは契約を締結する。
  - ア 「5 参加資格要件」に定める要件を満たすことができなくなったとき。
  - イ 優先交渉権者との契約の交渉が成立しないとき又は優先交渉権者が辞退したとき。
  - ウ 参加書類、企画提案書等に虚偽の記載を行ったことが判明したとき。
  - エ その他の理由により契約を締結することが不可能となったとき。
- (3) 優先交渉権者及び次点交渉権者がともに、前項のアからエまでのいずれかに該当した場合は、契約を締結しない。
- (4) 契約に際しては、協議により必要な範囲内において企画提案書の項目の変更、追加及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができるものとする。
- (5) 契約金額は、原則として企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。
- (6) 契約保証金は、小田原市契約規則による。

## 1.7 その他

- (1) 参加事業者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立するものとする。
- (2) 本プロポーザルへの参加に要する全ての書類の作成及び提出に係る費用並びにプレゼンテーション等への参加に係る費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (3) 参加申込書等、企画提案書等その他全ての提出書類は返却しない。
- (4) 提出された書類及びその複製は、本プロポーザルの選考以外に参加事業者に無断で使用しないものとする。
- (5) 提出書類の知的所有権は、提出した者に帰属するが、選定作業等において、必要な範囲で複製を作成する場合がある。なお、提出された書類は、小田原市情報公開条例（平成14年小田原市条例第32号）の規定に基づき公開する場合がある。
- (6) 小田原市立病院が提供する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用できない。  
また、参加事業者は、参加に当たって知り得た情報を当院の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (7) 提出した書類の変更及び再提出は認めない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等の明らかな誤りと当院との調整に基づく変更又は修正についてはこの限りでない。
- (8) 上記に定めるもののほか、本プロポーザル及び契約については、実施要領、地方公営企業法地方自治法、地方自治法施行令その他関係法令の定めるところによる。